

法律的には、平成22年12月15日から、11月の1か月分を受給、ということになります。でも、実際には裁定請求に数か月かかりますので、12月以降の月に、何か月分かまとめて支給されることもあります。そして、そのあとは、偶数月、前の2か月分ずつ支給されます。

Q.このねんきん特別便に、ほら厚生年金のところあるでしょ？
昭和46年4月1日から昭和48年4月1日までだから2年と1か月分の厚生年金貰えるわけやね？

A.それはちがうんよ。
国民年金も厚生年金もこの部分是一緒で、資格を取得した日の属する月から資格を喪失した日の属する月の前月までが被保険者期間なの。
だから、昭和48年の4月は、被保険者期間ではないの。
厚生年金の月数は、2年間つまりは24か月というわけです。

Q.ふ～ん、そうなん。
でも、私、4月も働いた記憶あんねんけどな。
それで、4月の分も貰える思たんよ。

A.それでは、ねんきん特別便にここが違う、と書いて出したら？
それでも、訂正してもらえない場合は、近くの社会保険事務所で調べてもらうことができます。
その時に、当時の給与明細書があるといいんだけどね。
どうしてか、というね。
働いている＝厚生年金の被保険者と限らない場合もあるのよ。
退職月の厚生年金の保険料が、給料から確かに引かれているということが証明できれば問題ないんだけど
それが給与明細書などで証明できない、ということであれば社会保険事務所で厚生年金の被保険者期間の照会を
てもらって納得できないので、ということで年金記録確認地方第三者委員会に
社会保険事務所を通して申し立てることができるのよ。

西尾の解説

結局、Eちゃんは、給与明細書もとってないし、記憶も定かではないので、社会保険事務所で相談するだけにしとくと
言っておりました。
1か月分だけなので、とのことでした。

でも、納得できない場合、明らかに記録が記憶と違う場合は社会保険事務所でご相談のうえ、期間照会をなさることをお勧めします。

★トピックス～腰痛で労災？～

建設作業に係る方々以外の
保育士、看護師、介護福祉士さんなどの
業務が原因となる腰痛が増加の傾向にあります。

それだけでなく、サービス業で1日中立ったまま作業をする方、
長時間同じ姿勢での作業が必要な職種の方でも
腰痛は発生します。

でも、業務中に発症しない限り、建設作業、看護師さんなど以外
なかなか、腰痛は労災として認められにくいのも現実です。

業務で腰痛になったことが明らかな場合は、なるべく早く
できれば、当日に
お近くの労災病院で、なるべくその仕事の在職中に、
(これは後々万が一障害が残った場合のことも考えて)
診断を受けて置くことをお勧めします。

労災の認定は、勤務先を管轄する労働基準監督署長が行いますが、
会社の証明も必要です。

=====

~~~~~編集後記~~~~~

大分にご実家のある友人から  
かぼすを沢山いただきました。

張り切って錦で松茸(のスライス)を買って  
焼き松茸にし、かぼすをたっぶり搾って  
いただきました。

おいしかったですよ。

やっぱり、もう秋ですね。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル
占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 *

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
